

審査報告

請願審査報告書

一件

名 請願第一号 排水溝設置に関する請願書

二 委員会付託月日 昭和四十五年三月十二日 (第一回福生町議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和四十五年三月十四日 午前九時

本委員会に付託された右請願については、審査の結果、つぎの意見を付して採択のうえ、執行機関に送付すべきものと決定した。

(意見)

願意に副うよう善処方、努力願いたい。

右のとおり報告いたします。

昭和四十五年三月十四日

建設委員会

委員長 塩野 鉄之助

福生町議会議長

石川 信義 殿

審査報告

陳情審査報告書

一件 名 陳情第一号 学校医手当増額に関する陳情書

二 委員会付託月日 昭和四十五年二月十八日（第一回福生町議会臨時会）

三 委員会開会月日 昭和四十五年二月二十五日 午後一時

本委員会に付託された右陳情については、審査の結果、つぎの意見を付して採択のうえ、執行機関に送付すべきものと決定した。

（意見）

願意に副うよう善処方、努力願いたい。

右のとおり報告いたします。

昭和四十五年二月二十五日

総務委員会

委員長 大 沼 秀 伍

福生町議会議長

石 川 信 義 殿

審査報告

陳情審査報告書

一件

名 陳情第十号 駐留軍労働者の雇用安定対策の抜本的確立と離職

後の援護措置の充実並びに財団法人東京都駐留軍離職対策センター
タ―育成強化に関する陳情書

二 委員会付託月日 昭和四十四年十二月十二日 (第四回福生町議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和四十四年十二月十八日 午前十時

昭和四十五年二月十四日 午前十一時

昭和四十五年三月十八日 午前十時

四 連合審査会月日 昭和四十五年三月十八日 午前十時

本委員会に付託された右陳情については、審査の結果、つぎの意見を付して採択のうえ、
執行機関に送付すべきものと決定した。

(意見)

駐留軍関係労務者の現況を考慮し、願意に副うよう努力願いたい。

右のとおり報告いたします。

決裁区分	甲 乙 丙	文書分類	送・庁内・議案・令達	福議収第 122 号
保存	1 3 5 10 15 永	廃棄	年 月	F.No. A 6 2 0
取扱上注意	至急 秘	添付物	起案	44 年 6 月 19 日
浄書区分	本 控 計	用紙	決裁	年 月 日
浄書発送要求	☐ タイプ原・力 ☐ 孔版 ☒ 手書複写 ☐ ペン書	☐ 更級 ☐ 中質紙 ☐ 上質紙 ☐ タイプ紙 ☐ その他	施行	年 月 日
	1 1 2	☐ 普通 ☐ 書留 ☐ 使送 ☐ その他	先方文書	年 月 日付 第 号
浄書照合	公印施行機・管係長	発送表示	作成	月 日迄 発送 月 日迄
		完了表示	作成	月 日了 発送 月 日了
主	起案者	係員	係長	局長 委員長 副議長 議長
管	氏名 市川昭利			
あて先発信者	福生町長 市川常太郎 市川信義	合	総務課長 収入役 助 役 町長	
注意事項		議	文書係長	
件名	会議録の送付について			
上記のことについて 別紙のように 照会 回答 報告 依頼 してよろしいか伺います。 別冊 送付 します。				



福生町議会議長

石川信義殿

昭和四十五年三月十八日

厚生委員会

委員長 小堺仁七

1 昭和44年2回臨時会々議録(5月6日)



昭和四十五年
福生町臨時
協議第一号

昭和四十五年 六月十九日

(自五月六日
至一月一日)

福生町長

石川常太郎町

議

会

会

議

録

第

四

号

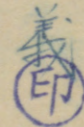
第

一

号

福生町議会議長

石川信義



会議録の送付について

昭和四十五年第二回福生町議会臨時

会

の会議録の写を別紙のとおり作製い

たしましたので、地方自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。

Handwriting practice paper with horizontal lines and vertical margin lines. The right side has a scale from 5 to 20. The bottom right corner has a scale from 5 to 20 and the text '25x20=500'.



式しきし式の下、議式自部部議一二三案議三題の議定より後付の式します。

昭四十五年 二 回部主四編会 部 会の全編編の字を照録の上を中録の

会編編の表付の式

五川部大 廻

昭四十五年 六月十日

部編編一ニ号

部主四編会編具

五川部大



昭和四十五年
第二回臨時会

（自五月六日
至一月一日）

福生町議会議録 第四号

第二回臨時

第二回福生町議會臨時會會議錄 (第四号)

昭和五年五月六日福生町議會議場に第二回福生町議會臨時會が招集された。

一、出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 一番 森田秀雄 君 | 二番 中西虎藏 君 | 三番 杉本皆雄 君 |
| 四番 塩野鉄之助 君 | 五番 — 君 | 六番 関 米吉 君 |
| 七番 末次性男 君 | 八番 中里元一 君 | 九番 大野行夫 君 |
| 十番 川杉重雄 君 | 十一番 加藤清一 君 | 十二番 伊東次郎 君 |
| 十三番 中村国太 君 | 十四番 高橋千春 君 | 十五番 水谷春一 君 |
| 十六番 石川繁治 君 | 十七番 大沼秀伍 君 | 十八番 高波 忠 君 |
| 十九番 岩田 博 君 | 二十番 仲沢弘三 君 | 二十一番 小堀仁七 君 |
| 二十二番 小林暢吉 君 | 二十三番 田村匡雄 君 | 二十四番 石川信義 君 |

一、欠席議員は次のとおりである。

五番 松本平九郎 君

一、欠員は次のとおりである。

一、議会事務局職員は次のとおりである。

議事局長 島田 猛 君 係長 須崎 進 君 主事 市川昭利 君

一、地方自治法第二百二十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

町 長 石川常太郎 君 助 役 篠崎俊夫 君 収入役 橋本孝蔵 君

教育長 町田信二 君 企画調査室長 大野忠一 君 企画調査室主幹 生子国利 君

総務課長兼選管局長 高水 求 君 税務課長 田村忠雄 君 住民課長 森田 武 君

福祉課長 森田 猛 君 衛生課長 乙津宗吉 君 産業課長 中村浩 君

建設課長 古谷徳男 君 都市計画課長 浅見裕康 君 水道課長 上野重勝 君

教育委員会庶務課長 内田和雄 君 教育委員会学務課長 井上久男 君 建設課長補佐 斎藤多市 君

一、本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第三十七号 福生町を市とすることについて

日程第四 議案第三十八号 近隣市町との行政協力体制の強化等に関する決議

一、議事事務局職員は次のとおりである。

議長 高月 徳 君 事務局長 須崎 進 君 主事 市川 昭利 君

一、地方自治法第二十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

町長 石川 常太郎 君 助役 篠原 俊夫 君 収入役 橋本 孝蔵 君

教育長 町田 信二 君 企画課長 大野 忠一 君 企画課主事 生子 国利 君

日野 果三 君 議案第三十八号 沼澤市四丁の江崎田代村の境界等に関する決議 式 君

日野 果三 君 議案第三十号 沼澤市三丁を三丁一丁とする決議 式 君

日野 果三 君 議案の決定 式 君 議案 中村 裕 君

日野 果三 君 議案の決定 式 君 議案 上野 重勝 君

教育委員 内田 和彦 君 教育委員 井上 久男 君 建設課長 青藤 夕市 君

午前十時 二分 開会

○議長(石川信義君) ただいまから昭和四十五年々二回福生町議会臨時会を開会いたします。

○議長(石川信義君) これより今日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第一 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第九十九条の規定

により議長において

二十二番 小林 暢吉 君

二十三番 田村 匡雄 君

一番 森田 秀雄 君

以上三名を指名いたします。

○議長(石川信義君) この際報告事項がありますので、事務局

長をして諸般の報告をいたさせます。

（島田議会議務局長報告）

- 一、才二回福生町議会臨時会の招集について、（別添参照）
- 二、議案の送付について、（別添参照）
- 三、議員提出議案について、（別添参照）
- 四、議案説明員の出席要求について、（別添参照）
- 五、職員の人事異動について、（別添参照）

議長（石川信義君） 以上で報告は終了します。

議長（石川信義君） 次に、日程第二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討されており、まずので委員長から報告を願います。議会運営委員長 森田秀雄君

（議会運営委員長 森田秀雄君 登壇）

議会運営委員長（森田秀雄君） ご指図がありましたので報告いたします。

本日の臨時会に先き立ちまして、去る五月二日午前十時から全員の出席を得て議会運営委員会を開催し、会期および日程案等について検討いたしました結果、本日の臨時会は提案案件の少なく、このために審議を一日で十分に消化し得ようとの考えから、当委員会としては会期は本日一日間と決定いたしました。

なお日程については、自治省からの内協議の正式回答の時期により急施案件としてのみの招集となるかも知れないとの助役の説明により、いずれの場合の招集にも応じられるよう急施および通常の両面より審議をいたしました。結果としては自治省の回答が四日となつたために急施案件として本日の招集となつた次第であります。したがって議案の内容及も福生町を市とする処分案と関連の決議案のみと相なり、お手とに、配布のような日程とした次第であります。

よろしくご審議を賜りまして、本日の議事が整々円滑のうちに終始し、記念すべき市制への意義ある議会となりました。